

民間の団体の研修に対する支援

警察・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省において、研修に関する講師派遣

や会場の借上げなどの支援を行っている（P83 「民間の団体への支援の充実」参照）。

3 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

《基本計画策定以前からの施策で、基本計画策定後も引き続き実施するもの》

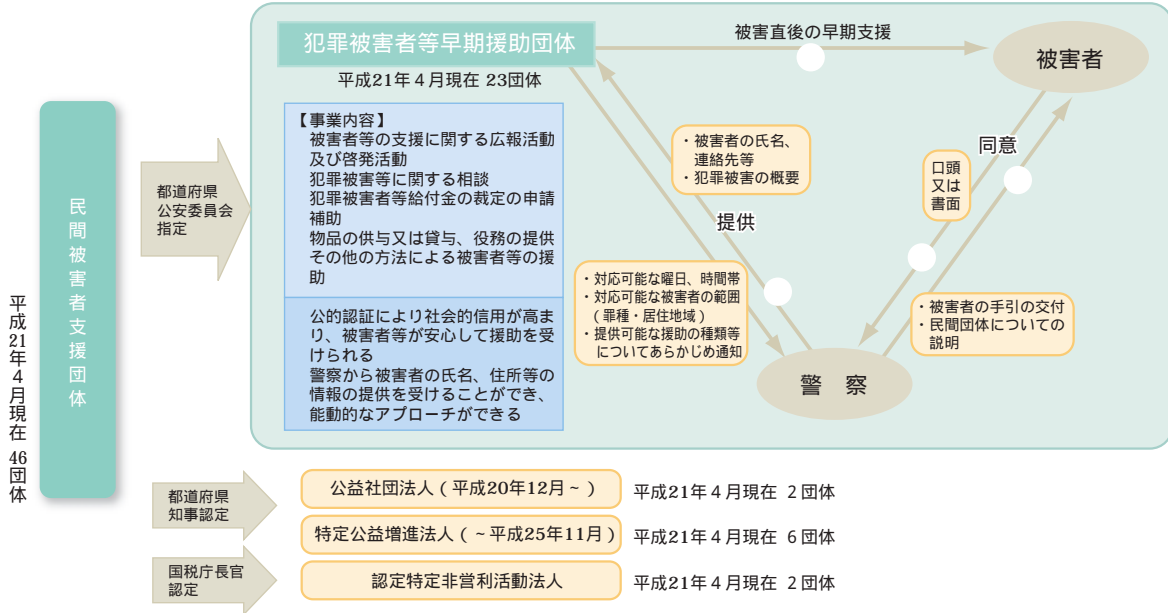
民間被害者支援団体に対する直接支援業務の委託

警察において、民間被害者支援団体に対

し、公判出廷の付添い、病院などの手配などの直接支援業務を委託している（民間被害者支援団体に対する直接支援業務の委託に要する経費（国庫補助金）：平成20年度 45百万円、21年度 57百万円）

犯罪被害者等早期援助団体制度

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条に基づき、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活ができるよう支援するための事業を適正かつ確実に行うことができると認められる非営利法人を、当該法人の申出により、都道府県公安委員会が指定する制度

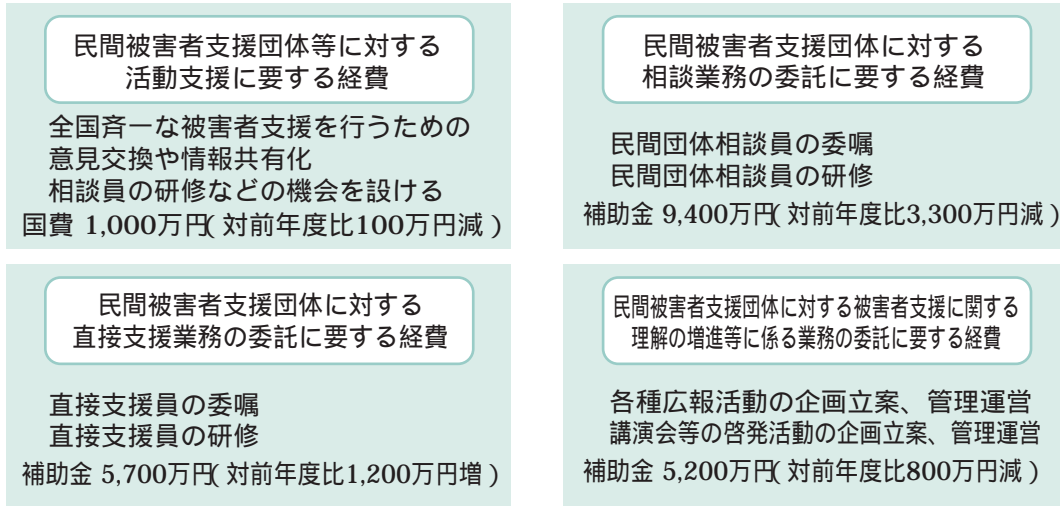


民間被害者支援団体に対する相談業務の委託

警察において、民間被害者支援団体に対して、電話相談や面接相談などの相談業務を委

託している（民間被害者支援団体に対する相談業務の委託に要する経費（国庫補助金）：平成20年度 127百万円、21年度 94百万円）。

国による民間被害者支援団体に対する財政的援助



平成21年度 2億1,200万円（対前年度比3,000万円減）



提供：警察庁

民間被害者支援団体等との連携

警察において、被害者支援活動を行うことを目的に設立された民間被害者支援団体と密接に連携し、きめ細かく、犯罪被害者等のニーズに対応している。特に、都道府県公安

委員会から犯罪被害者等早期援助団体^{*12}として指定された民間被害者支援団体には、犯罪被害者の氏名や犯罪被害の概要などの情報を提供し、連携を強化して、被害者支援に当たっている。

（*12）犯罪被害者等早期援助団体とは、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」（昭和55年法律第36号）第23条の規定に基づき、犯罪被害等の早期軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるとして、都道府県公安委員会が指定した非営利法人である。

コラム5：民間団体の取組

1 我が国における民間団体

犯罪被害者等が被害にあってから再び平穏な生活を取り戻すためには、被害直後から中長期にわたって、そのニーズに応じた支援を途切れなく受けられるようにすることが重要です。民間団体による支援活動は、犯罪被害者等の様々なニーズに対し、きめ細かで迅速な対応を可能にするものであり、関係機関・団体との連携による途切れのない支援を行う上で不可欠です。

現在、我が国では、犯罪被害者支援の分野において多種多様な民間団体が活動しています。対象とする犯罪被害類型や活動の主体などに着目すると、

犯罪被害者等早期援助団体とその指定を目指す団体

NPO 法人全国被害者支援ネットワーク（ の連合体）

特定の犯罪類型の被害者等を対象とする団体など 以外の支援団体

犯罪被害者等自身が主体となって活動する団体・グループ

に分類できますが、ここでは、犯罪被害全般を支援対象としており、我が国において代表的といえる の団体の取組について、より詳細に紹介していきます。

2 犯罪被害者等早期援助団体とその指定を目指す団体

犯罪被害者等早期援助団体とは、被害にあった直後から犯罪被害者等に対しての援助を適正・確実に行うことができる民間団体として、都道府県公安委員会から指定される団体です。都道府県公安委員会からの指定を受けることによって、犯罪被害者等早期援助団体は、犯罪被害者等の同意のもとに警察から当該被害者等の情報提供を受けることができます。提供された情報に基づいて、犯罪被害者等早期援助団体は、被害直後の段階から犯罪被害者等の身の回りの世話などの日常生活の支援、病院、法廷への付添い、物品の供与や貸与、役務の提供などの直接的支援を行うことができます。

平成21年4月1日現在、犯罪被害者等早期援助団体は23都道府県23団体、その指定を目指している団体は23県23団体あります。

3 支援の実際

犯罪被害者等早期援助団体には、その経験や役割に応じて、「犯罪被害者直接支援員」と「犯罪被害相談員」がいます。

犯罪被害者直接支援員や犯罪被害相談員は、次に掲げる要件を満たしている25歳以上の者とされています。

人格及び行動について、社会的信望を有すること。

職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。

生活が安定していること。

健康で活動力を有すること。

犯罪被害相談員は、さらに次のいずれかに該当する者でなければなりません。

犯罪被害等に関する相談に応ずる業務に従事した期間が通算しておおむね3年以上の者

犯罪被害者等早期援助団体において、犯罪被害相談員の職務を補助した期間が通算しておおむね3年以上の者

犯罪被害等に関する相談に関し前2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する

と認められる者

今回は、犯罪被害者等の相談に直接応じる「犯罪被害相談員」(以下、「相談員」という。)の具体的業務を紹介するため、相談員の方に、ある1週間の様子と支援に携わっている中での気持ちを寄せいただきました。

なお、相談者のプライバシー保護のため、団体名は紹介していません。

～ある1週間の犯罪被害者支援センターの活動～

私は、不条理な事件にあわれた犯罪被害者の報道をみて、被害者支援に興味をもちました。このことを機に、地元新聞にボランティア募集の広告を見つけ、被害者支援センターの養成講座を受けました。現在、被害者支援センターに関わり、7年目を迎えます。

ここでは、私の所属する犯罪被害者支援センターの1週間の活動をご紹介します。(写真(特定非営利活動法人被害者支援ネットワーク提供)はイメージです。)

月曜日

午前10時、電話相談開始。2名の相談員が電話の前に待機していると、さっそく相談電話がかかってきた。内容は交通事故遺族からの相談。約30分間、丁寧に話を聴き、法律的な専門知識が必要だと判断されたため、センターが実施している電話法律相談を紹介、予約を入れておく。

この電話を切るやいなや、次の電話相談がかかってきた。これまでに何回か裁判の傍聴や証人尋問の際に付添いの直接的支援を行ってきた被害者からである。2週間前に出た判決に対し、被告人が控訴しなかったため刑が確定したという報告であった。「とりあえずは一区切りついた気持ちです。」という被害者の声に相談員も少しはほっとした気持ちになる。しかし、これからも民事裁判を控えているし、被告人はいつか、出所する。被害者にとって真の平安が訪れる日はあるのだろうか。やはり長期にわたり絶えることなく支援を行う民間団体の役割は大きい。

火曜日

交通事故遺族の支援。会社員の息子さん(25歳)を亡くされたAさん(58歳)が被害者参加制度を利用して被告人質問を行う予定になっている。センターでは初公判以来、ずっと公判傍聴を受けるAさんに付添い支援を行ってきた。今日は犯罪被害相談員も法廷のバーの中に入り、Aさんの横に付き添うことになっている。実はAさんは被害者参加をすべきかどうか迷っておられたが、公判を傍聴するうちに、突然の事故で命を絶たれた息子さんの無念の思いと、残された家族の悲嘆を伝えることで、ぜひ、被告人に心の底から反省してもらいたいと考えるようになられた。

被害者参加人席についたAさんの緊張感が犯罪被害相談員にも伝わってくる。Aさんは時には怒りと悲しみで言葉に詰まりそうになりながらも「なぜ一旦停止をしなかったのか。」などと被告人への質問を重ねられた。被告人からの返答は決して誠実なものだけではなく、Aさんの悲しみがより深まるのではないかと心配もした。公判終了後のAさんの「不安でしたが付き添っていただき、精一杯思いを訴えることができました。一歩前に進めるような気がします」という言葉が心に残った。

とはいうものの、Aさんの心の傷は深く、不安定な様子なのでセンターとしては精神科

医を紹介し、センターで支援している遺族の自助グループへの参加を提案しようと思う。



裁判の様子



傍聴席で被害者に付き添う相談員



刑事裁判に参加した被害者に付き添う相談員



証言をする被害者に付き添う相談員

水曜日

性犯罪被害者への支援活動。性犯罪は人間の尊厳を踏みにじり、人権を奪い去る、『魂の殺人』と言われる。今回は、会社員の女性Bさん(29歳)からの相談だった。Bさんは事件直後から、“人に会えない、自分は汚れていて取り返しがつかない、生きている価値がない”と一人で考えこんでしまい、外に出られなくなりました。事件の影響により、買い物や仕事など、日常生活がうまくできなくなることも少なくない。仕事を何日も休んでいるため、今日はBさんの承諾を得て、勤めている会社の取締役役に事件の概要とBさんの今の状態を伝えに行き、職場を解雇されないようお願いにあがった。

お話の中で、事件の影響で生じる精神的ストレスや、生活が一変してしまうこと、安全安心な社会に対する信頼感を喪失してしまうこと等を丁寧に説明した。会社の取締役役の男性は、真実を聞き信じられないというご様子で、こちらのお話を聞いてくださったが、理解して依頼を受け入れてくださるには至らなかった。第三者が客観的に話をすることで、冷静に話を進めることができると考えていたが、ことはそんなに簡単ではなかった。性犯罪被害者の理解はまだまだ深まっていないことを痛感した。この先どうするか、Bさんと再度話し合いをしなくてははいけない。

木曜日

少年による傷害事件の支援活動。

先週、警察の主催で関係機関との連携についての検討会が行われた。犯罪被害者等基本計画が策定されてから、警察はもちろん、行政機関も積極的に被害者支援活動の展開に努

めていることがわかる。検討会では、少年による傷害事件の発生を受け、被害者Cさん（16歳）に、それぞれの機関は何ができるか、具体的な検討が行われた。会議を経て、各機関が出来る支援と機関の担当を一覧にまとめ、警察からCさんのご両親に渡された。それを見たご両親から相談電話が入り、面接予約をとった。初回の面接では、ご両親がいらっしゃり、お二人共とても緊張している様子うかがわれ、同時に、ご主人が奥様をととても気づかっている事が感じられた。奥様は、看病疲れと緊張で顔色も悪く辛そうであった。専門的なアドバイスが必要と判断をし、法律相談の予約をした。



相談の様子

今日は支援センターの協力弁護士による法律相談の日。今回は、奥様が一人で来所されたが、前回同様、緊張と疲れでご体調が優れない様子であった。相談が終わり、控えのソファで相談員と再度ふり返りを行う。相談の緊張がほぐれ、少し落ち着いた様子うかがえる。お茶はハーブティーを勧めた。雑談の中で、初回の来所の折に、ご主人が奥様を気づかっていたことにふれ、「優しい方ですね。」と言った途端、恥ずかしさもあったと思うが、顔色が明るくなり、和やかな表情になった。それから、お喋りに花がさいた。ハーブティーをおいしそうに召し上がる姿を拝見し、相談員もホッと嬉しくなった。帰りには、「事件後、ゆっくりお茶を飲むこともなかったもので、久しぶりに少し癒された。」と言われ、病院に向われた。

被害者支援に携わる人たちにとっては、被害者からのお礼の言葉や少しずつ回復していく姿が何よりのご褒美になり、励みになる。

金曜日

広報活動を実施。県民講座の講師としてベテラン相談員が招聘され、200名の一般の方の前で被害者支援の必要性、被害者への理解を広めていただくために、講義が実施される。一般の方へ広報をし、多くの方に理解をしていただくための働きかけも、私たちの大切な活動の一つである。

これは被害者支援センターの活動のほんの一部をあらわしたのですが、少しはイメージしていただけたでしょうか。支援センターの相談員は辛いお話に、時には打ちのめされそうになりながらも、被害者が少しずつ回復されていく様子に元気づけられて活動に取り組んでいます。

まだまだ社会に十分に認知されているとは言い難いですが、誰もが被害者になり得る社会で、民間被害者支援団体の存在は社会にとっても不可欠なものであると考えています。

4 民間団体における課題と今後の取組

民間団体においては、関係機関・団体との連携により、中長期的な視点に立って、きめ細やかで総合的な支援を行うことができ、基本法や基本計画においても、その役割の重要性が示されています。

一方で、民間団体においては、人材面や財政面で様々な困難を抱えており、地域によって支援の内容や質がまちまちであることが指摘されています。

そうした現状を踏まえ、「支援のための連携に関する検討会」や「民間団体への援助に関する検討会」においては、検討課題の一つとして、民間団体への援助の充実を取り上げ、検討を重ねてきました。

平成20年度、内閣府においては、上記検討会の最終取りまとめに基づき、民間被害者支援団体における支援者を対象とした研修カリキュラムのモデル案を作成し、提供しています。モデル案では、支援者の知識や経験に応じて5段階に分類し、それぞれどのような役割が期待されるのか、その役割を果たすためにはどのような能力が必要か、そうした能力を育成するためには、どのような研修が必要か、といった内容が提案されています。

モデル案は、民間団体の方のこれまでの経験や知識などに基づいて作成されたものですが、実際に研修が実施される中で、犯罪被害者等のニーズや各団体の実情に即したものに改訂が重ねられていくべきものです。

今後、各団体において、本モデル案を参考とし、実際に研修カリキュラムが作成され、全国どこでも一定のレベル以上の支援が確保されることが望まれます。そのためには、民間団体における努力はもちろんですが、地域における援助、協力が不可欠です。内閣府においては、より多くの方に被害者支援の重要性を理解していただき、一人ひとりができる形で被害者支援に参加していただけるよう、引き続き広報啓発の充実に努めてまいります。

特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークの活動



出典：特定非営利法人全国被害者支援ネットワークパンフレット

交通事故被害者等の支援の充実強化

内閣府において、交通事故被害者等の支援の充実を図るため、自助グループの立ち上げ支援や支援担当者に対する研修などの自助グループの活動などに対する支援、また、交通事故被害者等に係る相談窓口担当者による意見交換会の開催などを行う「交通事故被害者サポート事業」を実施している。

交通事故被害者サポート事業によって作成されたDVD教材



《基本計画において、「速やかに実施する」とされたもの》

民間の団体への支援の充実

警察・厚生労働省において、民間の団体への財政的援助に努めるとともに、団体の活動

に関する広報、研修に関する講師派遣や会場の借上げなどの協力などの支援を行っている。

警察においては、民間被害者支援団体が実施する研修への講師の派遣などの支援に努めているほか、活動支援、相談業務の委託、広報啓発活動業務の委託、直接支援業務の委託に要する経費を、予算措置し、財政的援助の充実に努めている。

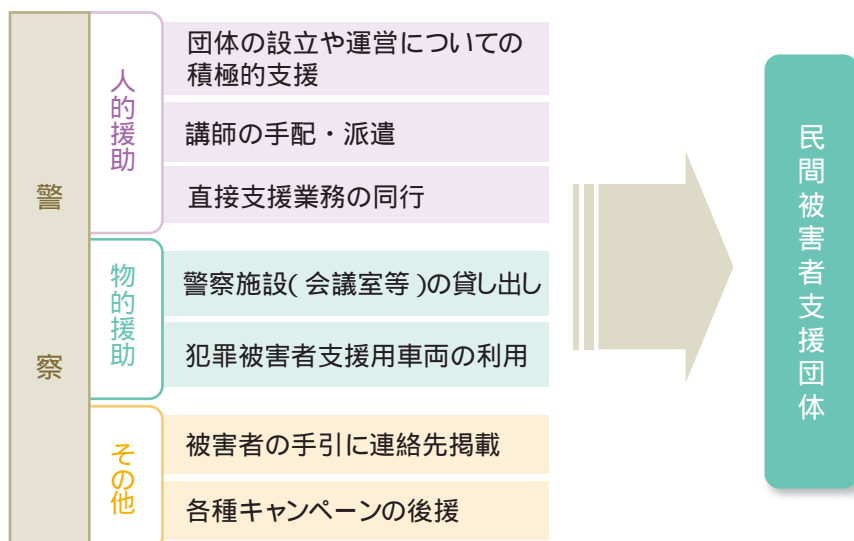
厚生労働省においては、児童虐待防止について、民間団体が実施している児童虐待防止のための啓発活動などに対する支援を行っている。また、配偶者からの暴力被害者などの支援を行う民間の団体が実施する支援者などの養成・研修などへの婦人相談所からの講師派遣について、積極的に支援を行っている。

法務省・文部科学省・国土交通省においても、民間団体の活動に関する広報、研修に関する講師派遣や会場の借上げなどの支援を行っている。

特定非営利活動促進法の適切な運用

内閣府において、犯罪被害者等の援助を行う団体などを含む民間非営利団体からの「特定非営利活動促進法」(平成10年法律第7号)に基づく法人格の取得申請に対し、同法の適切な運用に努めている。

民間被害者支援団体に対するその他の援助



提供：警察庁

全国被害者支援ネットワークに対する協力

警察において、全国被害者支援ネットワークの運営・活動に対し、協力している。

警察における民間の団体との連携・協力の強化

警察において、被害者支援連絡協議会（P60 「被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進」参照）などにおいて、民間の団体との連携を一層強化し、支援を行っている。

《基本計画において、「1～3年以内を目途に検討の結論を得て、施策を実施する」とされたもの（「1～2年以内を目途に実施する」とされたものを含む）》

民間の団体に対する財政的援助の在り方の検討及び施策の実施

内閣府において、民間の団体の役割の重要性にかんがみ、民間の団体に対する財政的な援助を充実させるため、推進会議の下に、「民間団体への援助に関する検討会」を設置し、被援助団体となる対象、援助されるべき事務の範囲、援助の経路や財源などの総合的な在り方に関して、検討を行った。

同検討会においては、平成19年9月、犯罪被害者等早期援助団体などに対する援助の拡充や地方公共団体における取組を促進するための方策などを盛り込んだ最終取りまとめを行った。

同最終取りまとめに基づき、内閣府では平成20年度に、被害者支援の気運を醸成するためにモデル事業を各地域で実施するとともに（P97 コラム8「地方公共団体の取組」参照）地方公共団体の職員を対象とした研修を地域ブロック別で実施した。

コラム6：「犯罪被害者等の支援に関する指針」について

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づいて、平成20年10月、国家公安委員会は、「犯罪被害者等の支援に関する指針」を示しました。各都道府県の公安委員会や警察では、この指針に基づき犯罪被害者等への支援や民間被害者支援団体への援助などを行っています。このコラムでは、この指針の概要などについて解説します。

1 経緯

平成13年、「犯罪被害者等給付金支給法」の改正により、法律の名称が「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に改められ、犯罪被害者等に対する支援に関する規定が新設されました。具体的には、犯罪被害者等に対する援助の措置を警察本部長等の責務として定めるとともに、こうした措置の適切かつ有効な実施を図るための指針が国家公安委員会によって定められることとされました。これに基づいて、平成14年、「警察本部長等による犯罪の被害者等に対する援助の実施に関する指針」が制定されました。

平成20年、再びの法改正により、法律の名称が「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」（略称：犯罪被害者支援法）に改められ、犯罪被害者等の支援を目的とする民間団体の活動の促進に関する規定が整備されました。その内容は、こうした民間団体の活動を促進するための措置を都道府県公安委員会の責務として定めるとともに、こうした措置の適切かつ有効な実施を図るための指針が国家公安委員会によって定められることとされました。

国家公安委員会は、平成14年に示した指針と平成20年の法改正により新たに必要となった指針とを併せて、平成20年10月、「犯罪被害者等の支援に関する指針」を制定しました。

2 指針の構成

この指針は、犯罪被害者支援法に基づいて、

- 警察本部長等が犯罪被害者等に対して行うべき情報提供その他による援助の措置
- 都道府県公安委員会が民間被害者支援団体の自主的な活動を促進するために行うべき助言などの措置

の両者に関して、その適切かつ有効な実施を図るために、国家公安委員会が示すガイドラインです。

そのため、まず両者に共通する基本的事項である犯罪被害者等の支援を実施する際の留意事項が示された上で、警察本部長等が援助を実施する際の留意事項、都道府県公安委員会が民間被害者支援団体の自主的な活動を促進するための措置を実施する際の留意事項、さらに講じるべき具体的な措置内容が定められています。

3 指針の概要

犯罪被害者等の支援に関する基本的事項

犯罪被害者等の支援を実施する際の基本的事項として、次のとおり留意事項が定められました。

ア 犯罪被害者等の個人の尊厳への配慮

犯罪被害者等が社会の一員として有する尊厳を尊重し、これにふさわしい支援が行われるよう十分配慮すること。

イ 犯罪被害者等の置かれた状況に対する理解

個々の事情に応じた適切な支援を行うため、個々の犯罪被害者等の具体的な事情を正確

に把握し、その変化にも留意すること。

ウ 犯罪被害者等のニーズに即した支援の実施

犯罪被害者等が何を望んでいるか、犯罪被害者等に何が必要かを常に念頭に置いて、犯罪被害者等のニーズに即した適切な支援を行うこと。

エ 犯罪被害等の早期軽減

犯罪被害の発生直後から継続的に支援を行うことにより、犯罪被害者等が将来にわたって深刻な精神的打撃を被ることを防ぐとともに、犯罪被害者等の受ける苦痛を緩和することにより犯罪被害等からの立直りを促進すること。

オ 支援に携わる者からの積極的な働き掛け

犯罪被害者等からの要請を待つのみではなく、犯罪被害後の経過に応じた適宜適切な支援を、支援に携わる者の側から提示するなど積極的な働き掛けを行うこと。

カ 犯罪被害者等に対する情報提供及び適切な説明

犯罪被害者等支援の基礎となるべき刑事手続や各種の支援制度に関する情報については、個々の事情に応じて必要な情報を、適切な時期に提供すること。また、犯罪被害者等が直面している各般の問題や犯罪被害者等が陥りがちな心身の状況について、積極的に情報を提供し、適切な説明を行っていくこと。

キ 二次的被害の防止

犯罪被害者等の人権やその心身の状況に十分に配慮すること、犯罪被害者等の支援について専門的知識を有する者が支援に当たること、必要な施設の整備を行うことなどにより、二次的被害の防止を図ること。

ク プライバシーへの配慮

周囲の人々の言動や報道機関による取材や報道による二次的被害を防止し、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することがないようにするため、犯罪被害者等のプライバシーに十分に配慮すること。

ケ 犯罪被害者等の安全確保

犯罪被害者等が更なる犯罪被害等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するために必要な施策を講じ、犯罪被害者等の不安を解消すること。

コ 支援に携わる者への心理的影響に対する配慮

犯罪被害者等の支援に携わる者が極めて強いストレスを受ける場合があることについて、配慮すること。

サ 途切れることのない支援

制度や担当機関などが替わっても連続性をもって支援が行われるよう、また、犯罪被害者等の誰もが、必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、途切れることのない支援を実施すること。

シ 民間被害者支援団体と警察との有機的な連携

犯罪被害の直後から犯罪被害者等の支援に当たる警察と、警察などの公的機関では十分に対応できない、個々の犯罪被害者等の事情に即したきめ細かな支援を継続的に実施できる民間被害者支援団体との間で、相互の役割分担や連絡方法などについて認識の共有を図り、継ぎ目のない有機的な連携が行われること。

警察本部長等による援助に関する事項

警察本部長等による援助を実施する際の留意事項として、[第10条](#)に加え、次の事項が示されました。

ア 犯罪被害者等に対する援助における警察の役割の認識

警察は、通常、犯罪被害の直後から犯罪被害者等と接することから、犯罪被害者等にとって最も身近な機関であり、特に、犯罪被害等の早期軽減に中心的な役割を果たすこ

と。

イ 犯罪被害者等に対する援助に係る組織運営の基本

警察各部門の犯罪被害者等に対する援助に関連する施策が最大限の効果を発揮するよう、体制の充実に努めるとともに、部門間の連携を図り、各種法令を積極的に活用して、犯罪被害者等の視点に立ったきめ細かな犯罪被害者等に対する援助を実施すること。

また、捜査活動が犯罪被害者等に対し過大な負担をかけることのないよう留意すること、人員、施策や資機材を効率的に配置することなど、警察運営全般にわたり組織の運営と管理に関し部門間や各種業務間のバランスを確保すること。

ウ 各種施策の実施状況の把握

各種施策の実施状況を定期的かつ正確に把握し、その効果を適切に判断すること。

エ 援助実施のための基盤整備

警察職員に対して犯罪被害者等に対する援助に関する指導と教養を的確に行うこと。

また、犯罪被害者等支援に必要な体制、施設や資機材を整備すること。

オ 関係都道府県警察、関係する機関及び団体との連携等

関係都道府県警察、部門や警察署相互間の協力、関係機関・団体との連携・協力、民間被害者支援団体との連携・協力を図ること。

カ 犯罪被害者等に対する情報提供及び相談体制の充実

犯罪被害相談に携わる職員への各種制度に関する知識の習得の促進を図るとともに、相談窓口における各種制度の案内書の配布や関係機関・団体との迅速かつ確実な引継ぎを進めること。また、犯罪被害者等が安心して相談できるよう、性犯罪相談窓口への女性警察官の配置、カウンセリング専門職員の電話によるカウンセリングの実施、精神科医や臨床心理士などによる専門的ケアが行える機関の紹介などを進めるよう努めること。

キ 捜査過程における二次的被害の防止

二次的被害の防止のため、捜査における精神的負担の軽減と犯罪被害者等のプライバシーの保護に留意するとともに、犯罪被害者等の要望を踏まえ、かつ、犯罪被害者等の年齢、性別、家庭環境、事件の態様、社会的反響などに応じたきめ細かな対応を行うこと。

ク 警察による犯罪被害者の支援に関する広報啓発活動

犯罪被害者等の支援に関する広報啓発の重要性にかんがみ、関係機関や民間被害者等支援団体とも連携の上、広報啓発活動を促進すること。

ケ 犯罪被害者等の安全の確保

防犯指導、警戒を実施するなど、再被害防止の措置を推進すること。

都道府県公安委員会の留意事項

都道府県公安委員会が民間被害者支援団体の自主的な活動を促進するための措置を実施する際の留意事項として、[表2-1](#)に加え、次の事項が示されました。

ア 民間被害者支援団体の自主性の尊重

民間被害者支援団体の活動は、関係機関と連携協力を図りつつも、各地域に根ざした自主的なものであるべきであり、民間被害者支援団体については、独立した組織として、その自主性が尊重される必要があること。

イ 関係機関・団体との連携

犯罪被害者等のニーズは多種多様であり、時間の経過とともに必要とされる支援内容も変化することから、あらゆるニーズを単独の組織で満たすことは困難である。そのため、犯罪被害者等の支援に携わる様々な関係機関・団体が相互補完的な役割を果たすこ

とが必要であり、制度や担当機関が替わっても連続性をもって支援が行われるよう、関係機関・団体の連携を一層充実・強化し、その連携密度の底上げを図る必要があること。

ウ 保秘の徹底

犯罪被害者等の二次的被害を防止するため、支援を通じて知った犯罪被害者等のプライバシーに十分配慮し、保秘の徹底を図ること。

都道府県公安委員会による具体的な措置

民間被害者支援団体の自主的な活動を促進するために都道府県公安委員会が講ずべき措置の具体的な内容として、次の事項が示されました。

ア 支援に携わる者の知識向上

犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための知識・技能を持った人材を育成するため、民間被害者支援団体に対し、次の措置を実施すること。

- ・ 犯罪被害等の実態に関する情報の提供
- ・ 犯罪被害者等の支援に役立つ事例などに関する情報の提供
- ・ 犯罪被害者等の支援における二次的被害を防止するための留意事項に関する情報の提供
- ・ 犯罪被害者等の支援に携わる者の研修カリキュラムに関する助言
- ・ 犯罪被害者等の支援に携わる者の研修に対する講師の派遣

イ 関係機関・団体の連携の充実・強化

関係機関・団体の連携の充実・強化が図られるよう、民間被害者支援団体に対し、次の措置を実施すること。

- ・ 他の行政機関などにおける支援内容に関する情報提供
- ・ コーディネーターの育成の支援
- ・ 犯罪被害者等早期援助団体等への情報の提供

ウ 人的・物的基盤の充実

民間被害者支援団体のほとんどが、財政面の脆弱^{ぜい}さ、人材確保や人材育成の不十分さ、活動の地域的な格差などの問題を抱えている現状にかんがみ、次の措置を実施すること。

- ・ 財政的援助
地方公共団体と協同し、適切な財政的援助を可能な限り行うよう努めること。
- ・ 施設や物品の貸与
民間被害者支援団体の活動拠点としての事務所などの提供や支援を実施する際に必要となる物品の貸与が積極的に行われるよう、施設や庁舎の借上げへの協力などの促進について地方公共団体などに対して働き掛けを行うこと。
- ・ 設立支援
団体の設立や犯罪被害者等早期援助団体としての指定などそれぞれの段階に応じた、情報提供、地方公共団体などによる協力の促進のための働き掛け、その他必要な助言を行うこと。

エ 民間被害者支援団体による広報啓発活動の促進

広報啓発を行う様々な機会の提供などにより、民間被害者支援団体による広報啓発活動を促進すること。